

動き始めた企業再生・事業承継対策の新制度！
経営者の保証と責任が変わった！

「経営者保証の新ガイドライン」 と「特定調停」を活用しよう！！

経営者必聴！

[セミナー概要]

安部内閣の政策変更により本年2月から、中小零細企業の再生と事業承継促進のため、2つの画期的な新制度が発足しました。第1は「特定調停」を使った債務整理です。今まで中小零細企業にとって使いやすかった私的整理手続がなく再生をあきらめていた企業にとって大きな武器となる制度です。最高裁判所、中小企業庁等の関係機関の協議を経て、中小企業再生の切り札として「特定調停」が登場したのです。特定調停など準則的私的整理により、金融機関に相手先を限定した債務カットを実現する道が開けます。また相手先も銀行のみではなく、政府系金融機関、信用保証協会、サービサーを含めるなど柔軟な対応が可能となります。

第2が「経営者保証に関するガイドライン」です。会社の債務が返せなくなった時、従来、その負債はまるまる連帯保証人である経営者個人の肩にのしかかっていました。そうなれば経営者の心情としては少しでも会社を延命させる方向となります。この「ガイドライン」により条件付きではありますが経営者の連帯保証責任を限定し、自宅の保全、財産の温存に道を開きました。

従来、準則的私的整理を決断して、早期に金融機関と協議により事業再生に着手したり、事業承継に手を打った場合には、経済的合理性を確保しつつ、債務者にインセンティブを与える考え方に、大きく変化しました。

この二つの新制度は、それぞれを熟知した法律家と経営コンサルタントが組み合わせられることで真価を発揮します。この制度をどのように使うべきか、実際の実例を通してご説明いたします。

【主催】 弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所 (株)スター・ターン・アROUND・パートナーズ 事務局松本竜次 TEL 011-222-3251	【プログラム】 18:30～19:30 講師 認定事業再生士 山崎誠氏 ●経営者保証ガイドラインの本当の意味 ●動き始めたガイドラインの活用と周知の方法
【日時】 平成26年9月9日(火) 18:30～21:00	19:40～20:40 講師 弁護士 太田勝久氏 ●準則的私的整理・特定調停スキームの仕組み ●特定調停スキームによる再生私的整理の特徴 ●事例報告
【会場】 道銀ビル12階会議室 札幌市中央区大通西4丁目道銀ビル	20:40～ ●質疑応答
【費用】 3000円(同会社お二人目より1500円/人)	
【申込先】 弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所	
【申込方法】 FAXにて FAX 011-222-5127	
※ 参加申込書が到着次第、ご参加者様宛に参加確認書をFAX又はメールでお送りいたします。	

【講師紹介】

●認定事業再生士 山崎 誠氏

(株)スター・ターン・アROUND・パートナーズ代表取締役、2007年に北海道地域の事業再生専門の会社を設立し、多数の事業再生・支援を手掛ける事業再生の専門家。

●弁護士 太田 勝久氏

認定支援機関である弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所の代表弁護士として、多数の中小企業の事業再生、廃業清算などに取り組んでいる、法的整理及び私的整理に精通した、地域で数少ない専門弁護士。

セミナー参加申込書 弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所

フリガナ		紹介者	
氏名		役職	
会社・団体名		業種	
住所		Eメール	
電話		FAX	

↓ 申込先 FAX:011-222-5127